

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市立保育所の民間移管に際し、保育内容等を移管先の民間保育園に円滑かつ確実に伝達し、児童の良好な保育環境が確保されるよう、当該移管先の民間保育園の整備・運営法人（以下「法人」という。）が実施する引継ぎ及び共同保育に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新施設長

法人と雇用関係にある者で、移管後に運営する民間保育園で施設長を務める予定であることをいう。

(2) 新主任保育士

法人と雇用関係にある者で、移管後に運営する民間保育園で主任保育士を務める予定であるもの又は市長が適当と認めるものをいう。

(3) 新保育士

法人と雇用関係にある者で、移管後に運営する民間保育園で保育士を務める予定であることをいう。

(4) 新栄養士

法人と雇用関係にある者で、移管後に運営する民間保育園で栄養士を務める予定であることをいう。

(5) 新看護師

法人と雇用関係にある者で、移管後に運営する民間保育園で看護師を務める予定のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市の定める引継ぎ・共同保育計画に基づき実施する次の各号に掲げるものとする。

(1) 引継ぎ

新施設長及び新主任保育士は、移管後の新園における児童の良好な保育環境を確保するため、児童一人ひとりの発達状況、保育経過及び個別配慮の内容等を確認するとともに、保育内容（地域活動等を含む）及び近隣の状況等を把握する。

また、新栄養士及び新看護師は、千葉市立保育所長と協議のうえ、必要に応じ給食提供、衛生管理等について引継ぎを行う。

(2) 共同保育

新保育士は、児童との信頼関係を築き、児童が移管後も安心して保育所生活を過ごせるよう、当該千葉市立保育所における保育に1日を通して従事し、当該千葉市立保育所における保育内容及び児童一人ひとりの発達状況等への理解を深める。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、法人として市長が決定した者とする。

(対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次のとおりとする。

対 象 経 費		補 助 額
引継ぎ	新施設長、新主任保育士、新栄養士及び新看護師（以下「引継ぎ従事職員」という。）の千葉市立保育所での従事に係る賃金	法人の給与規定、就業規則等（以下「規定等」という。）に基づき法人が引継ぎ従事職員に対して支払う月給を、規定等から算出した「月間の平均労働日数」で除した額に別表1に定める率を乗じて得た額（算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）と、別表2に定める額とを比較していずれか少ない額 なお、引継ぎ従事職員が時給制で雇用されている場合は、「月給」を以下に読み替える。 法人の規定等で定める「1日あたりの所定労働時間」及び規定等から算出した「月間の平均労働日数」を時給に乘じて算出した給与月額
	引継ぎ従事職員の千葉市立保育所での従事に係る交通費相当額	実費相当額（ただし、自宅から法人の勤務地までの通勤経路と重複する部分は除く）
共同保育	新保育士の千葉市立保育所での従事に係る賃金及び法定福利費	規定等に基づき法人が新保育士に対して支払う賃金の年間の総支給額、賞与及び法定福利費の合計額を12で除して得た額と、新保育士ごとに別表3に定める補助基準額に別表4で定める額を加えた額を算出した新保育士全員の合計額を比較していずれか少ない額（算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）
	法人が負担している新保育士の宿舍にかかる賃借料、共益費（管理費）、礼金及び更新料（以下「賃借料等」という。）	別表5で定める額

	新保育士の千葉市立保育所での従事に係る交通費相当額	実費相当額
--	---------------------------	-------

(補助基準額の減額)

第6条 共同保育に係る別表3から別表5に定める補助基準額は、次に掲げるときに減額するものとする。

- (1) 法人が新保育士を確保できない等の理由により、年度当初から共同保育を開始できないとき
- (2) 新保育士が病気休業、育児休業、既存園での保育従事等で共同保育に従事できないとき
- (3) 新保育士の退職等の理由により、共同保育に従事しなくなったとき

2 前項の規定による補助基準額の減算は、共同保育に従事できなかった新保育士について、別表3から別表5の規定に基づき算出した補助基準額を規定等から算出した「月間の平均労働日数」で除して得た額に従事できなかった日数を乗じて得た額を差し引いて行うものとする。

3 第1項第2号及び第3号の規定により、代替の新保育士が共同保育への従事を開始したときは、当該新保育士について、別表3から別表5の規定に基づき算出される補助基準額を規定等から算出した「月間の平均労働日数」で除して得た額に従事する日数を乗じて得た額を補助基準額加えるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 規則第4条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならないこと。
- (3) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第9条 規則第6条の規定による交付決定通知は、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(交付決定の変更)

第10条 補助金の交付決定額の算定に係る日数等の変更により補助金の交付決定額を変更する必要があるときは、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付決定変更申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して、市長に補助金の交付決定の変更申請をしなければならない。

2 規則第4条及び第6条の規定は、前項の規定による補助金の交付決定の変更申請があった場合につ

いて準用する。

- 3 前項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付決定変更通知書（様式第4号）によるものとする。

（概算払）

第11条 補助金は、交付決定額の範囲内において、事前に補助金を分割して交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（月例報告）

第12条 補助事業者は、毎月8日までに、前月分の千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する月例報告書（様式第6号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第14条 規則第13条による通知は、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（交付請求）

第15条 規則第16条第1項により補助金の交付をしようとするときは、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消）

第16条 市長は、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- （2）補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき
- （3）補助金を補助対象事業の目的以外の用途に使用したとき
- （4）補助対象事業に従事した新保育士等が移管先の民間保育園で勤務しないとき（市長の承認を得た場合を除く。）

- 2 市長は、前項各号の規定により交付決定を取り消したときは、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付決定取消通知書（様式第10号）によるものとする。

(返還命令)

第 1 7 条 規則第 1 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金返還命令書（様式第 1 1 号）によるものとする。

(委任)

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1

従 事 時 間	6 時 間 を 超 え 8 時 間 3 0 分 以 下	4 時 間 を 超 え 6 時 間 以 下	2 時 間 を 超 え 4 時 間 以 下	1 時 間 以 上 2 時 間 以 下
率	1 0 分 の 1 0	4 分 の 3	2 分 の 1	4 分 の 1

別 表 2

対 象 経 費	区 分	従事時間（休憩時間を含む）ごとの補助単価（日額）の算出方法			
		6 時 間 を 超 え 8 時 間 3 0 分 以 下	4 時 間 超 え 6 時 間 以 下	2 時 間 を 超 え 4 時 間 以 下	1 時 間 以 上 2 時 間 以 下
賃 金	新 施 設 長	こども家庭庁が発出する「私立保育所の運営に要する費用について」（共同保育従事年度に関するもの。以下「通知」という。）の「人件費関係」にて示す保育所職員の本俸基準額（職種「所長」）に 3 0 , 0 0 0 円を加えた額を 2 0 で除して算出した額に該当する			

		区分に応じて別表１に定める率を乗じて得た額（算出した額に１０円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）
	新主任保育士	通知の「人件費関係」にて示す保育所職員の本俸基準額（職種「主任保育士」）に３０，０００円を加えた額を２０で除して算出した額に該当する区分に応じて別表１に定める率を乗じて得た額（算出した額に１０円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）
	新 栄 養 士 新 看 護 師	通知の「人件費関係」にて示す保育所職員の本俸基準額（職種「保育士」）に３０，０００円を加えた額を２０で除して算出した額に該当する区分に応じて別表１に定める率を乗じて得た額（算出した額に１０円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）

別 表 ３

経験年数（※１）	個々の新保育士の補助基準額（月額）
１１年以上	４１１，４００円
１０年以上１１年未満	４０５，３４０円
９年以上１０年未満	３９９，２７０円
８年以上９年未満	３９３，２００円
７年以上８年未満	３８７，１４０円
６年以上７年未満	３８１，０７０円
５年以上６年未満	３７５，０００円
４年以上５年未満	３６８，９３０円
３年以上４年未満	３６２，８７０円
２年以上３年未満	３５６，８００円
１年以上２年未満	３５０，７３０円
１年未満	３４４，６７０円

※ 経験年数は、新保育士がこれまでに常勤職員（１日６時間以上かつ月 ２０ 日以上勤務）として勤務していた施設・事業所（以下の（１）～（５）に該当するものに限る。）における勤続年月数（６月以上の端数は１年とし、６月未満の端数は切り捨てとする。）とする。

- （１）子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に定める教育・保育施設、同条第５項に定める地域型保育事業を行う事業所及び第３０条第１項第４号に定める特例保育を行う施設・事業所
- （２）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に定める学校及び第１２４条に定める専修学校
- （３）社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所
- （４）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条の４に定める施設
- （５）認可外保育施設（児童福祉法第５９条第１項に定める施設をいう。）で以下に掲げるもの。
 - ア 地方公共団体における単独保育施策による施設
 - イ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設

ウ 企業主導型保育施設

エ 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

オ アからエまでに掲げる施設以外の認可外保育施設が（１）の施設・事業所に移行した場合における移行前の認可外保育施設

別 表 ４

要件	別表３に加える額
・処遇改善等加算Ⅱの要件を満たしていること。 ・法人が新保育士に対し、処遇改善等加算Ⅱに定める副主任保育士・職務分野別リーダー等に対する手当を支給する場合	個々の新保育士について、次の（１）～（３）のうちいずれか低い額及び当該金額に８，７８０／４０，０００を乗じて得た額（１０円未満切り捨て） （１）月額４０，０００円 （２）新保育士のうち補助事業者の既存園からの転籍者については「共同保育従事前の既存園での月毎の支給額」、新規採用者については「転職前の従前の園での月毎の支給額」 （３）法人が共同保育開始時点で新保育士に対して認定した処遇改善等加算Ⅱとして支給する月額

別 表 ５

要件	補助額
新保育士が、以下の（１）から（５）の要件を満たしていること。 （１）法人が新保育士の宿舍として借り上げた施設に居住していること。 （２）雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、６年目の会計年度末までの者であること。ただし、共同保育実施の年度の前年度及び前々年度の１月の職業安定業務統計において、本市を管轄する職業安定所の保育士の有効求人倍率が連続して２未満の会計年度においては、雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、５年目の会計年度末までの者であること。 なお、令和６年度に限り、対象者に次の者を加える。 ア 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、７年目の会計年度末までの者であって、令和６年３月３１日時点において「千葉県保育	個々の新保育士について、次の（１）及び（２）のうちいずれか低い額を新保育士全員分合算した額 （１）月額の賃借料等に４分の３を乗じて得た額（１００円未満切り捨て） （２）月額４７，２５０円

士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱」に基づく補助対象（以下「宿舎借り上げ支援事業補助対象」という。）であった者。 イ 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、８年目の会計年度末までの者であって、令和５年３月３１日時点から継続して、令和６年３月３１日時点において宿舎借り上げ支援事業補助対象であった者。 ウ 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、９年目の会計年度末までの者であって、令和４年３月３１日時点から継続して、令和６年３月３１日時点において宿舎借り上げ支援事業補助対象であった者。 エ 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、１０年目の会計年度末までの者であって、令和３年３月３１日時点から継続して、令和６年３月３１日時点において宿舎借り上げ支援事業補助対象であった者。 （３）本人及び同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。 （４）平成２４年度以前に法人が借り上げる宿舎に入居していないこと。 （５）雇用主の宿舎を正当な理由なく転居したことがないこと。	
--	--

(様式第 1 号)

年 月 日

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

住 所
法 人 名
代表者名 印

年度千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

交 付 申 請 額 _____ 円

添 付 書 類	(1) 実施計画書 (様式第 1 号別紙 1) (2) その他市長が必要と認める書類
---------	--

(様式第2号)

千葉市指令 第 号

様

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

交付決定額 円

交 付 条 件	千葉県立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金 交付要綱第8条による。
---------	--

(様式第 3 号)

年 月 日

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付決定変更申請書

(あて先) 千葉市長

住 所
法 人 名
代表者名 印

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金について、次のとおり補助金の交付決定額を変更されたく、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により申請します。

変 更 交 付 申 請 額 円

	変更後補助金所要額 A	既 交 付 決 定 額 B	差 引 所 要 額 (変更交付申請額 A－B)
金 額		年 月 日 交付決定 円	円
変 更 理 由			
添 付 書 類	変更交付申請額の算出基礎		

(様式第4号)

千葉市指令 第 号

様

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定通知し、
年 月 日付け補助金交付決定変更申請のあった千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金について、次のとおり交付決定の変更をしたので、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付要綱第 10 条第 3 項において準用する千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

追加交付決定額 円

	変更前交付決定額 A	変更後交付決定額 B	差 引 所 要 額 B - A
金 額	円	円	円

(様式第 5 号)

年 月 日

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金概算払請求書

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代表者名

印

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金を概算払いされたく、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付要綱第 11 条の規定により、請求します。

記

1 補助金の交付決定額 _____ 円

2 既 交 付 額 _____ 円

3 交 付 可 能 額 _____ 円

4 今 回 の 請 求 額 _____ 円

(様式第 6 号)

年 月 日

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する月例報告書（___月分）

（あて先）千葉市長

住 所

法 人 名

代表者名

印

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 新施設長、新主任保育士、新保育士、新栄養士及び新看護師の従事状況
別紙「従事報告書（様式第 6 号別紙 1）」のとおり。
- 2 対象経費の内訳
別紙「補助対象額計算書（様式第 6 号別紙 2）」のとおり。
- 3 交通費相当額の内訳
別紙「交通費相当額計算書（様式第 6 号別紙 3）」のとおり。

(様式第 7 号)

年 月 日

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する実績報告書

(あて先) 千葉市長

住 所
法 人 名
代表者名
印

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった
千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育の実績について、千葉市立保育所の民
間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、関係書類
を添えて、下記のとおり報告します。

記

補 助 事 業 の 着 手 年 月 日	年 月 日
補 助 事 業 の 完 了 年 月 日	年 月 日
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 の 所 要 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	円
添 付 書 類	(1) 千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保 育に関する実績報告内訳書 (様式第 7 号別紙 1) (2) その他市長が必要と認める書類

(様式第 8 号)

千葉市達 第 号

様

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金実績報告書により、 年度千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

確 定 額 _____ 円

(様式第 9 号)

年 月 日

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

住 所
法 人 名
代表者名 印

年 月 日付千葉市達 第 号 年度千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第 1 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 円 |
| 2 | 補助金の既交付額 | 円 |
| 3 | 今回の請求額 | 円 |

(様式第 1 0 号)

千葉市指令 第 号

様

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付要綱第 1 6 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

取消後の交付決定額 円

	取消前の交付決定額 A	取消額 B	取消後の交付決定額 B－A
金 額	円	円	円
取消の理由			

(審査請求等について)

- この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提訴することができます。

(様式第 1 1 号)

千葉市指令 第 号

様

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金返還命令書

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	計 円
補助金の確定交付額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	

(審査請求等について)

- ・この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- ・この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提訴することができます。

(様式第 1 号別紙 1)

実施計画書

- 1 法人名 _____
- 2 市立保育所名 _____
- 3 補助対象事業の内容 _____

- (1) 実施する目的及び内容

市の定める引継ぎ・共同保育計画のとおり

- (2) 交付申請額の内訳

ア 引継ぎ

	市補助基準額 (日額)	法人の 日額単価	補助額 (a と b を比較 して少ない額)	日数	賃金 (c×d)	交通費 (年額)	小計 (e+f)
	a	b	c	d	e	f	
新施設長	円	円	円	日	円	円	円
新主任保育士	円	円	円	日	円	円	円
新栄養士	円	円	円	日	円	円	円
新看護師	円	円	円	日	円	円	円
					引継ぎ交付申請金額 (A)		円

イ 共同保育

(ア) 賃金等

	経験 年数	市補助基準額 (月額)	法人の 負担額 (月額)	補助額 (gの合計とhの合計を 比較して少ない額)	交通費 (年額)	小計 (i×12+j)
		g	h	i	j	k
新保育士	年	円	円		円	
新保育士	年	円	円		円	
新保育士	年	円	円		円	
新保育士	年	円	円		円	
小計		円	円	円	円	円

※ 経験年数には要綱別表3欄外に基づいた年数を記入すること。

※ 賃金等には賞与（年間支給額を12で除した額）、法定福利費も含む。

(イ) 家賃補助

	市補助基準額 (月額)	法人の 負担額 (月額)	補助額 (1とmに3/4を乗じて得た額 (100円未満切り捨て)を比較 して少ない額)	小計 (n×12)
	l	m	n	o
新保育士	47,250 円	円	円	円
新保育士	47,250 円	円	円	円
新保育士	47,250 円	円	円	円
新保育士	47,250 円	円	円	円
小計				円

共同保育交付申請金額 (B=k+o)	円
--------------------	---

交付申請金額合計 (A+B)	円
----------------	---

(注) 算出基礎資料を提出すること

(注) 新保育士の行が足りない場合は適宜追加すること

(様式第6号別紙1)

引継ぎ従事報告書 (月分)

法人名

氏名 (職名)

				区分カウント			
				1.0	0.75	0.5	0.25
日付	開始時間 終了時間	従事時間 (うち休憩時間)	区分	従事内容	喫食 状況	保育所 確認	
1 日 ()	⋮ ⋮						
2 日 ()	⋮ ⋮						
3 日 ()	⋮ ⋮						
4 日 ()	⋮ ⋮						
5 日 ()	⋮ ⋮						
6 日 ()	⋮ ⋮						
7 日 ()	⋮ ⋮						
8 日 ()	⋮ ⋮						
9 日 ()	⋮ ⋮						
10 日 ()	⋮ ⋮						
11 日 ()	⋮ ⋮						
12 日 ()	⋮ ⋮						
13 日 ()	⋮ ⋮						
14 日 ()	⋮ ⋮						
15 日 ()	⋮ ⋮						
16 日 ()	⋮ ⋮						

(注)

- ・従事時間には休憩時間を含む。休憩時間は、従事時間のうち実際に休憩を取得した時間を記入。
- ・区分は、従事時間が、1時間以上2時間以下の場合「0.25」、2時間を超え4時間以下の場合「0.5」、4時間を超え6時間以下の場合「0.75」、6時間を超え8時間30分以下の場合「1」を選択すること。
- ・記載内容について、従事職員が記入内容を確認した上で、保育所長の確認を得て、確認欄に所長の署名又は押印をすること。
- ・喫食状況については「昼+おやつ」を喫食した場合は「◎」、「昼のみ」は「○」、「おやつのみ」は「△」、喫食しなかった場合は「×」印を記入し、月末に各合計数を記入。

日付	開始時間 終了時間	従事時間 休憩時間	区分	従事内容	喫食 状況	保育所 確認
17日 ()	⋮ ⋮					
18日 ()	⋮ ⋮					
19日 ()	⋮ ⋮					
20日 ()	⋮ ⋮					
21日 ()	⋮ ⋮					
22日 ()	⋮ ⋮					
23日 ()	⋮ ⋮					
24日 ()	⋮ ⋮					
25日 ()	⋮ ⋮					
26日 ()	⋮ ⋮					
27日 ()	⋮ ⋮					
28日 ()	⋮ ⋮					
29日 ()	⋮ ⋮					
30日 ()	⋮ ⋮					
31日 ()	⋮ ⋮					

(注)

- ・従事時間には休憩時間を含む。休憩時間は、従事時間のうち実際に休憩を取得した時間を記入。
- ・区分は、従事時間が、1時間以上2時間以下の場合「0.25」、2時間を超え4時間以下の場合「0.5」、4時間を超え6時間以下の場合「0.75」、6時間を超え8時間30分以下の場合「1」を選択すること。
- ・記載内容について、従事職員が記入内容を確認した上で、保育所長の確認を得て、確認欄に所長の署名又は押印をすること。
- ・喫食状況については「昼+おやつ」を喫食した場合は「◎」、「昼のみ」は「○」、「おやつのみ」は「△」、喫食しなかった場合は「×」印を記入し、月末に各合計数を記入。

(様式第 6 号別紙 1)

共同保育従事報告書 (月分)

法人名

氏名 (職名)

日数カウント		
従事	休暇	計

日付	開始時間 終了時間	うち休憩 時間	従事内容	喫食 状況
1 日 ()	⋮			
2 日 ()	⋮			
3 日 ()	⋮			
4 日 ()	⋮			
5 日 ()	⋮			
6 日 ()	⋮			
7 日 ()	⋮			
8 日 ()	⋮			
9 日 ()	⋮			
1 0 日 ()	⋮			
1 1 日 ()	⋮			
1 2 日 ()	⋮			
1 3 日 ()	⋮			
1 4 日 ()	⋮			
1 5 日 ()	⋮			
1 6 日 ()	⋮			

日付	開始時間 終了時間	うち休憩 時間	従事内容	喫食 状況		
17日（ ）	⋮					
18日（ ）	⋮					
19日（ ）	⋮					
20日（ ）	⋮					
21日（ ）	⋮					
22日（ ）	⋮					
23日（ ）	⋮					
24日（ ）	⋮					
25日（ ）	⋮					
26日（ ）	⋮					
27日（ ）	⋮					
28日（ ）	⋮					
29日（ ）	⋮					
30日（ ）	⋮					
31日（ ）	⋮					
(注) ・休憩時間は、従事時間のうち実際に休憩を取得した時間を記入。 ・従事内容は、記録のため詳細を記入。法人既存園等で共同保育に関する研修等を行った場合は、研修内容を記入。 ・週休日、祝日または年休等の取得により共同保育に従事しない日は、その事柄を従事内容に記入。 ・毎月末に従事職員が記入内容を確認した上で、保育所長の確認を得て、確認欄に所長の署名又は押印を得ること。 ・喫食状況については「昼+おやつ」を喫食した場合は「◎」、「昼のみ」は「○」、「おやつのみ」は「△」、喫食しなかった場合は「×」印を記入し、月末に各合計数を記入。			喫食数 合計	◎ 258円	○ 193円	△ 65円
			保育所確認欄			

(様式第 6 号別紙 2)

() 保育所 補助対象額計算書 (月分)

補助金所要額合計 0 円

【引継ぎ】

		従事時間毎の内訳				⑤賃金分 (①～④)	⑥交通費分	⑦市補助金 所要額 (⑤+⑥)
		6時間を超え 8時間30分以下	4時間を超え 6時間以下	2時間を超え 4時間以下	1時間以上 2時間以下			
(職名) (氏名)	賃 金	円	円	円	円	0 円	円	0 円
	従事日数							
	小 計	① 0	② 0	③ 0	④ 0			
(職名) (氏名)	賃 金	円	円	円	円	0 円	円	0 円
	従事日数							
	小 計	① 0	② 0	③ 0	④ 0			
(職名) (氏名)	賃 金	円	円	円	円	0 円	円	0 円
	従事日数							
	小 計	① 0	② 0	③ 0	④ 0			
(職名) (氏名)	賃 金	円	円	円	円	0 円	円	0 円
	従事日数							
	小 計	① 0	② 0	③ 0	④ 0			
合 計								0 円

注（１）賃金は、日額とし、１０円未満切り捨てとする。

注（２）賃金の算出根拠資料（給与規定等）を提出すること。

【共同保育】

1 賃金等

	経験年数	市補助基準額 (月額)	法人の 負担額 (月額)	補助額 (aの合計とbの合計を 比較して少ない額)	交通費	市補助金所要額
		a	b	c	d	e=c+d
(職名) (氏名)	年	円	円		円	
(職名) (氏名)	年	円	円		円	
(職名) (氏名)	年	円	円		円	
(職名) (氏名)	年	円	円		円	
合計		0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

注（１）賃金等（賞与〔年間支給額を１２で除した額〕、法定福利費を含む。）及び交通費相当額は月額を記載すること。

注（２）aは、１０円未満切り捨てとする。

注（３）算出根拠資料を提出すること。

2 家賃補助

	市補助基準額 (月額)	法人の 負担額 (月額)	市補助金所要額 (fとgに3/4を乗じて得た額 (100円未 満切り捨て) を比較して少ない額)
	f	g	h
(職名) (氏名)	47,250 円	円	0 円
(職名) (氏名)	47,250 円	円	0 円
(職名) (氏名)	47,250 円	円	0 円
(職名) (氏名)	47,250 円	円	0 円
合計			0 円

注 (1) 家賃補助は月額を記載すること。

注 (2) 算出根拠資料を提出すること。

(様式第6号別紙3)

交通費相当額計算書 (月分)

法人名 _____ 氏名(職名) _____

【引継ぎ】

1 自宅から整備・運営法人の勤務地までの通勤経路(片道)

順路	通勤方法の別	路線会社名	区間	金額
1			から まで	円
2			から まで	円
3			から まで	円
合計				0 円

2 (1) 引継ぎのため自宅から公立保育所へ直接行く又は公立保育所から自宅へ直接帰る場合の経路(片道)

順路	通勤方法の別	路線会社名	区間	金額	実 費 相 当 額 (通勤手当の対象外部分)
1			から まで	円	円
2			から まで	円	円
3			から まで	円	円
				0 円	0 円 … a

2 (2) 引継ぎのため整備・運営法人の勤務地から公立保育所へ行く又は公立保育所から勤務地へ帰る場合の経路(片道)

順路	通勤方法の別	路線会社名	区間	金額	実 費 相 当 額 (通勤手当の対象外部分)
1			から まで	円	円
2			から まで	円	円
3			から まで	円	円
				0 円	0 円 … b

3 計算

(1) 自宅から公立保育所までの経路

a 交通費(片道)	回数	補助額
0 円		0 円

(2) 整備・運営法人の勤務地から公立保育所までの経路

b 交通費(片道)	回数	補助額
0 円		0 円

(3) 補助額合計 _____ 0 円

(注) 法人に提出している通勤経路図等を添付すること

(様式第 6 号別紙 3)

交通費相当額計算書 (月分)

法人名 _____ 氏名(職名) _____

【共同保育】

自宅から公立保育所までの経路

順路	通勤方法の別	路線会社名	区間				通勤手当認定額	
							種類	金額
1				から		まで		円
2				から		まで		円
3				から		まで		円
4				から		まで		円
5				から		まで		円
6				から		まで		円
							合計	0 円

(注) 法人に提出している通勤経路図等を添付すること

(様式第 7 号別紙 1)

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する実績報告内訳書

市立保育所名 _____

【引継ぎ】

	職名	氏名	従事日数	賃金分	交通費分	合計
1			日	円	円	0 円
2			日	円	円	0 円
3			日	円	円	0 円
4			日	円	円	0 円
所要額						0 円

【共同保育】

1 賃金等

	職名	氏名	経験年数	市補助基準額	法人の負担額	補助額 (aの合計とbの合計 を比較して少ない 額)	交通費	合計
				a	b	c	d	c+d
1			年	円	円		円	
2			年	円	円		円	
3			年	円	円		円	
4			年	円	円		円	
合計				0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

※ 賃金等には、賞与及び法定福利費を含む。

※ 賃金は、12月のうち1月でもaとb大小関係に変化が生じる場合は、月ごとにaとbを比較し少ない方の額を合計しcに記入すること。

2 家賃補助

	職名	氏名	市補助基準額 (月額)	法人の負担額 (月額)	補助額 (eとfに3/4を乗じて得た額 (100円未満切り捨て)を比 較して少ない額)	年間合計
			e	f	g	$g \times 12$
1			47,250 円	円	0 円	0 円
2			47,250 円	円	0 円	0 円
3			47,250 円	円	0 円	0 円
4			47,250 円	円	0 円	0 円
合計					0 円	0 円

所要額	引継ぎ	共同保育 賃金等	共同保育 家賃補助	合計
	0 円	0 円	0 円	0 円